

奈良県最低賃金



必ずチェック最低賃金

時間額

1,051 円

(令和7年11月16日 発効)



特定（産業別）最低賃金

奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金

奈良県自動車小売業最低賃金

奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金

[適用者]

本件特定最低賃金は、次に掲げる業務に主として従事する者であって、当該業務に従事した期間が技能習得期間を含め通算して2年以上のもの

- イ 製材の段取り又は木取りの業務
- ロ 製材用原木を帯のこ盤又は丸のこ盤（以下「製材用のこぎり」という。）を使用して所定寸法にひき割る業務のうち、機械の操作、歩出し又は腹押しの業務
- ハ 製材用のこぎりの目立ての業務
- ニ 製材製品のうち柱及び造作材の格付け選別の業務

時間額 1,051 円

令和7年11月16日から
奈良県最低賃金が適用されます。

日額 6,527 円

(平成元年1月25日発効)

時間額 1,051 円

※時間額は奈良県最低賃金が適用されます。

適用除外（奈良県最低賃金適用）

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

厚生労働省は事業主の皆様の
賃上げを支援しています。

支援策の詳細は
HPをチェック!!

- 最低賃金には、「都道府県（地域別）最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。
- 「奈良県最低賃金」は、奈良県下で働くすべての労働者（試用期間中、高校生等学生、高年齢者、外国人労働者等も含む。）に適用され、「奈良県特定最低賃金」は、奈良県下の特定の産業で働く基幹的労働者に適用されます。



「賃上げ」支援
助成金パッケージ

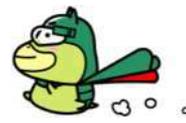
働きやすい
奈良

厚生労働省

奈良労働局 管下労働基準監督署



令和7年度 地域別最低賃金全国一覧



都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	1,075	R 7.10. 4	石 川	1,054	R 7.10. 8	岡 山	1,047	R 7.12. 1
青 森	1,029	R 7.11.21	福 井	1,053	R 7.10. 8	広 島	1,085	R 7.11. 1
岩 手	1,031	R 7.12. 1	山 梨	1,052	R 7.12. 1	山 口	1,043	R 7.10.16
宮 城	1,038	R 7.10. 4	長 野	1,061	R 7.10. 3	徳 島	1,046	R 8. 1. 1
秋 田	1,031	R 8. 3.31	岐 阜	1,065	R 7.10.18	香 川	1,036	R 7.10.18
山 形	1,032	R 7.12.23	静 岡	1,097	R 7.11. 1	愛 媛	1,033	R 7.12. 1
福 島	1,033	R 8. 1. 1	愛 知	1,140	R 7.10.18	高 知	1,023	R 7.12. 1
茨 城	1,074	R 7.10.12	三 重	1,087	R 7.11.21	福 岡	1,057	R 7.11.16
栃 木	1,068	R 7.10. 1	滋 賀	1,080	R 7.10. 5	佐 賀	1,030	R 7.11.21
群 馬	1,063	R 8. 3. 1	京 都	1,122	R 7.11.21	長 崎	1,031	R 7.12. 1
埼 玉	1,141	R 7.11. 1	大 阪	1,177	R 7.10.16	熊 本	1,034	R 8. 1. 1
千 葉	1,140	R 7.10. 3	兵 庫	1,116	R 7.10. 4	大 分	1,035	R 8. 1. 1
東 京	1,226	R 7.10. 3	奈 良	1,051	R 7.11.16	宮 崎	1,023	R 7.11.16
神奈川	1,225	R 7.10. 4	和歌山	1,045	R 7.11. 1	鹿児島	1,026	R 7.11. 1
新 潟	1,050	R 7.10. 2	鳥 取	1,030	R 7.10. 4	沖 縄	1,023	R 7.12. 1
富 山	1,062	R 7.10.12	島 根	1,033	R 7.11.17	全国加重平均額	1,121	-

- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金額を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされますので、最低賃金額以上の賃金額を支払わなければなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。
- 派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせは、奈良労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署へ。

なお、奈良労働局HP（<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/home.html>）でも最低賃金に関する情報をご覧になれます。

奈良労働局賃金室 TEL. 0742-32-0206

奈良労働基準監督署 TEL.0742-23-0435 桜井労働基準監督署 TEL.0744-42-6901

葛城労働基準監督署 TEL.0745-52-5891 大淀労働基準監督署 TEL.0747-52-0261

